

昭和十年八月

中小河川改良事業と其の効果

内務省

D17  
N  
365

はし が き

本冊子は最近各府縣に於て國庫の補助を受け改良工事を施行する中小河川とは如何なるものか其の工事の効果が地方にどの位役立つものか等を簡單に述べ、識者の了解を得て該工事の一日も早く完成することに助力せられんことを望み、又竣功した工事は官民一致協力して維持と管理を充分に爲し計畫通り永遠に地方福利の増進に資したい爲に編輯したものである。

昭和十年五月

内務省 土木局

## 中小河川改良事業と其の效果

### (一) 中小河川の現況

全國各府縣に於ける中小河川は近年其の水源及流域の山野が耕地に開墾され或は繁茂した森林が年々歳々伐採された關係などから降雨が短時間の内に河川へ流出する様になるに至つた。然るに是等の河川は其の河幅は従前の儘であるのみならず平常の維持が充分に行き届かないため年々河床が上昇し洪水氾濫の被害を益々多からしむる結果となつた。(尤も東北地方其の他の府縣にて河川が荒廢の極に達せるものは改良の耕地が造成せらるる河川もあるのである)斯して河川は勿論沿岸耕宅地が段々と荒廢に傾き時には水害損失額が大河川の夫にも匹敵するものも尠からず地方産業の發展を阻害すること茲に永年に及んで居るのである。是等河川の沿岸に生活する人々は言ふまでもなく府縣の當局に於ては此の河狀が産業に及ぼす惡影響を夙に認識し之が改良工事の施行を熱望し來つたのであるが何分にも地方財政困難の爲め河川の維持すら充分に行ふことが出來ず剩へ改良工事が必要とする河川が多い爲に府縣單獨の負擔に於て根本改良計畫に依る工事を施行するを得ない實情に在つたのである。

### (二) 中小河川改良事業の助成

政府に於ては國の直轄事業として施行を要する大河川の改修工事があるけれども全國各地方に於ける中小河川の現況が前に述べた通りであり之を其の儘に放任することは當に災害損失額を多からしむるのみならず産業の衰頹を來し地方窮乏の根本的原因を爲せる事實に鑑みるところあり昭和五年度に於て梯川（石川縣）赤川（山形縣）矢部川（福岡縣）三ヶ川の根本改良工事費三、二九九、一〇〇圓に對し其の二分の一を國庫より補助することとなり、茲に中小河川改良事業助成の端緒を開いたのである。

然しながら斯の種の助成を必要とする中小河川は全國各府縣に夥しくあるので昭和五年三月各府縣をして改良工事が必要とする河川の調査書を取纏めしめた所其の河川數は六百餘ヶ川の多數に達した。併し短年月間に一舉にその要望を満すことは到底困難であるから右の内より緩急を考慮し取捨選擇したのであるが、其の選擇の主眼としたる標準は左の如くである。

1. 改良工事に因り免るゝ水害損失額（既往十箇年の一箇年平均額）と改良工事竣功後因て獲らるゝ農産物增收年額との和が改良工事費總額の五分以上に相當する河川
2. 前項の年額と改良工事に因り新に耕地となる土地の年産額との和が改良工事費總額の年利一割以上に相當する河川
3. 其他左記の一項に該當する河川
  - (一)、市街地の大半に浸水する河川

(二)、改良工事に因り河口港の利用を増進する河川

(三)、洪水の氾濫に因り交通運輸機關の樞要地を脅威する河川

以上の標準の何れかに該當する河川を改良工事の急を要するものと選定したのであるが、此の選定河川數も亦四三ヶ川の多數に上つた。之に依つて觀るも如何に河川の荒廢が地方の窮乏に拍車をかけてゐたかは想像に難くないのである。

適々昭和七年度に於て農山漁村振興の爲にする土木事業が全國各府縣に起興されることとなつたので右の選定河川の内より七戸川（青森）外六五ヶ川を選び其の工費二分の一を國庫より補助した。次で昭和八年度時局匡救土木事業が起興されるに當り前記河川の外に新に淺瀬石川（青森）外三四ヶ川を選び合せて是亦工費二分の一を補助して助成することとしたのである又一面右河川の改良工事實施中即ち昭和八年度に於て土木會議が設置せらるゝこととなり河川關係に於ては所謂第三次治水計畫が審議せらるゝに當り、中小河川改良計畫に就ては昭和九年度以降十五ヶ年内に助成すべき河川として、昭和八年度迄に工事に著手したる河川の改良を繼續助成するの外新に三二七河川を加へ之をも助成すべきものと決議されたのである。次で昭和九年度に於ては七、八兩年度に起工し未だ竣功に至らざる河川を引續き助成することとし、昭和十年度に於ては十川（青森）外二ヶ川が新に豫算に計上せられた。尙昭和九年度迄は毎年度施行すべき工事費額と之に對する國庫補助額とが決定せられたのであるが昭和十年度以降は昭和九年度末に於て竣功を見ざる八一ヶ川に對し繼續事業として之を助成するこ

とに決定された。これに依つて事業遂行が確實となると共に工事施行の方法及手順をも良好ならしめ延て又工費の無駄を省くことが出来る様になつたのである。

以上に述べた河川竝に工費を各年度別に示せば左の通りである。(昭和十年五月現在)

| 年度       | 五        | 六         | 七          | 八            | 九           | 一〇          | 一一          | 一二         | 一三         | 一四         | 一五         | 計         |
|----------|----------|-----------|------------|--------------|-------------|-------------|-------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 工事施行の河川数 | 三        | 三         | 六          | 一〇〇          | 九五          | 八四          | 六五          | 五四         | 四三         | 二六         | 一六         | 二〇八       |
| 同工費      | 千圓<br>五五 | 千圓<br>三〇三 | 千圓<br>二二九〇 | 千圓<br>一五〇、三三 | 千圓<br>一七三、八 | 千圓<br>八、九七六 | 千圓<br>六、九六一 | 千圓<br>六、一六 | 千圓<br>四、九四 | 千圓<br>三、六三 | 千圓<br>三、二六 | 千圓<br>二〇八 |
| 内 竣功河川   | 一        | 一         | 五          | 五            | 一四          | 一九          | 二           | 二          | 一五         | 三          | 一六         | 二〇八       |

備考 各年度の工費千圓未満を略したるに依り計の金額符合せず。

### (三) 中小河川改良事業の効果

中小河川改良工事が竣功すれば何れの河川も人命財産の保護上又國土保安上効果顯著なるものあるは言ふ迄も無い。即ち前述したるが如く改良工事に對し年利五分以上の利益を納め得るのみならず其の他道路、橋梁、都市計畫、耕地整理、諸工場設置等の基礎的施設となり又河川によりては舟運の便を拓き河口港の利用増進ともなるなど諸般産業文化施設の前提となり其の効果は實に莫大なりと言ふべきである。

然らば昭和五年度以降改良工事を施行したる中小河川の効果はどうであるかと言ふに工事を竣功した河川は勿論工事中の河川と雖も既に顯著の實績を擧げてゐるのである。今各河川毎に一々茲に説明する煩を省き左に其の一端を摘記しよう。

一、梯川(石川縣) 昭和九年七月北陸の水害に際し手取川破堤の爲め洪水は小松町(人口一六、五五〇)を猛襲したるも梯川改良工事により築堤したる右岸堤にて完全に之を防止し同町及附近一、六〇〇町歩が被害を免れることが出来た。

一、白岩川(完成)(富山縣) 前記北陸の水害に際し同縣下未改修の大小河川は悉く破堤又は洪水氾濫の災害を受けたのであるが白岩川の改良工事を施行した區域に限り全く被害を免れたが此の面積約三八〇町歩である。

一、七戸川(青森縣) 同川沿岸二、七五〇町歩は年々洪水の氾濫を蒙りたるも昭和八年度以降數回の洪水に遭遇したが全々被害を免れることが出来た。

一、加茂川(完成)(鳥取縣) 昭和七年度工費一八〇、〇〇〇圓を以て同年度に竣功した河川である。本川は米子市(人口三三、六三二)内を貫流し迂餘曲折而も河積狭少なる爲め従來洪水毎に全市殆んど氾濫の害を受けたるも上流部より新に放水路を開鑿したる爲め永遠に洪水の被害を免れ舊川は下水幹川として利用せられて居る。殊に昭和九年九月鳥取縣に二大水害ありしも同市は右の改良工事の爲事なきを得たのである。

一、都川(九年度に完成)(千葉縣) 千葉市内を貫流する河川にして河積狭く曲折多く小雨と雖も汚水市内に氾

濫し洪水に際しては一部交通杜絶するの状況なりしも改良工事によりて之等の被害を除き河口より市内に舟運の便を拓き又都市計畫下水の幹線として利用せらるゝのである。

一、天龍川上流(諏訪湖を含む)(長野縣)諏訪湖には大小數ヶ川が流入するも諏訪湖より天龍川への吐口は河床高く爲めに洪水に際しては上諏訪町(人口二二、二五七)を初めとし沿岸一町八ヶ村約四千餘町歩の耕作地に湛水すること十有餘日に互り數條の縣道は交通の用を爲さず小舟にて交通するの已むなきに至り其の被害激甚を極めたが同改良工事の一部たる吐口河床の堀鑿に因り昭和九年五月降雨融雪の大出水に際會せるも僅かに二日餘(従前なりせば十日湛水)にして舊態に減水し農作物も湛水の被害を蒙らなかつたのである。

一、飯尾川(徳島縣)吉野川右支川にして従來吉野川の逆水の爲洪水は人家の二階を没するの状況であつたが吉野川改修工事に因りてその被害は之を免れ得たるも尙飯尾川が屈曲多く且つ河積狭少の爲め同川自體の洪水は沿岸各村に數日湛水するの例であつた。然るに改良工事に依り吉野川への水門を設け河道の整理擴張をなした結果昭和九年九月稀有の大出水に際しても僅か一夜にして平水に復し被害も亦輕微なるを得たのである。

一、水俣川(熊本縣)本川は中流部に於て二川に別れ其の兩川に介在して水俣町(人口二五、七七六)がある洪水は右兩川沿岸及水俣町に氾濫するの例であつたが改良工事により右派川を山手に附替へ河幅の擴張と築堤を爲した結果全く洪水氾濫の被害を免れ得たのみでなく左派川は之を耕作地とな

し又水俣町地先に於ける廣面積の淺海地は浸水の虞なきに至つた。ため新に之を埋立て市街地の擴張が出来る様になつた。更に又本川改修は水俣港修築の基礎ともなり水深維持上にも資する所大なのである。

右に述べたる河川中には一回の災害を免れたのみで既に工費の何割かを償ひ得たものがある。河川改修が將來永遠にその地方に及ぼす効果は實に無限と言ふべきである。尙昭和七、八兩年度迄の工事を限界とし各河川毎の効果を圖表に示せば別紙の通りである。